

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の  
許可及び認可申請の審査基準

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可申請及び事業計画変更認可申請について、運用の統一性、透明性を確保し、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、輸送の安全の確保のための適切な事業計画及び事業遂行能力に関する主要事項の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月23日

北海道運輸局長 中本光夫

記

I 許可（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条第1項）

1 営業区域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北海道運輸局長が定める次のいずれかの地域を営業区域とするものであること。

札幌交通圏（札幌市、江別市、石狩市（ただし、平成17年10月1日に編入された旧厚田村及び旧浜益村の区域を除く。）、北広島市）、小樽市、函館交通圏（函館市（ただし、平成16年12月1日に編入された旧南茅部町の区域を除く。）、北斗市、七飯町）、旭川市、室蘭市、苫小牧交通圏（苫小牧市、白老町）、釧路交通圏（釧路市（ただし、平成17年10月11日に新設された釧路市における旧釧路市の区域に限る。）、釧路町）、帯広交通圏（帯広市、音更町、芽室町、幕別町（ただし、平成18年2月6日に編入された旧忠類村の区域を除く。）、北見交通圏（北見市（ただし、平成18年3月5日に新設された北見市における旧北見市及び旧端野町の区域に限る。））

2 年齢

申請日現在で65歳未満であること。

### 3 運転経歴等

- (1) 有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。）を有していること。
- (2) 申請日現在における別表の左欄に掲げる年齢区分に応じて、右欄に定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合するものであること。

### 4 法令遵守状況

- (1) 申請日を含み申請日前（以下「申請日以前」という。）5年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。  
また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期間が終了していること。
  - ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
  - ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による運転免許の取消し処分
  - ③ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
  - ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
  - ⑤ 刑法（明治40年法律第45号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分
  - ⑥ 自らの行為により、その選任者が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
  - ⑦ 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

(2) 申請日以前3年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であつて、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。

ただし、申請日の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が1点付されることとなる違反があつた場合、又は点数が付されない違反があつた場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。

(3) (1) 又は (2) の違反により現に公訴を提起されていないこと。

## 5 資金計画

(1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。

なお、所要資金は次の①～④の合計額とし、費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

① 設備資金（③を除く。）

原則として70万円以上（ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかかな場合は、当該所要金額とする。）

② 運転資金

原則として70万円以上

③ 自動車車庫に要する資金

新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金

④ 保険料

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に定める自賠責保険料（保険期間12ヶ月以上）、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額

(2) 所要資金の100%以上の自己資金（自己名義の預貯金等）が、申請日以降常時確保されていること。

## 6 営業所

個人タクシー営業上の管理を行う事務所であつて、次の各事項に適合するものであること。

(1) 申請する営業区域内にあり、原則として住居と営業所が同一であること。

(2) 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住している等、居住の実態が認められるものであること。

(3) 使用権原を有するものであること。

## 7 事業用自動車

使用権原を有するものであること。

## 8 自動車車庫

(1) 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で2キロメートル以内であること。

(2) 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。

(3) 隣接する区域と明確に区分されているものであること。

(4) 土地、建物について、3年以上の使用権原を有するものであること。

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等関係法令の規定に抵触しないものであること。

(6) 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定に抵触しないものであること。

なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令の規定に抵触しないものであること。

(7) 確保の見通しが確実であること。

## 9 健康状態及び運転に関する適性

(1) 保健所又は病院等において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等について診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。

(2) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。

## 10 法令及び地理に関する知識

北海道運輸局長が実施する法令及び地理の試験に合格した者であること。

なお、法令及び地理の試験については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施方法（平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第58号。以下「試験実施公示」という。）」で定めるところにより実施する。

ただし、申請する営業区域内において、申請日以前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者として選任されている者で、申請日以前5年間無

事故無違反であった者又は申請する営業区域内において、申請日以前継続して15年以上タクシー・ハイヤー事業者の運転者として選任されている者については、地理試験を免除する。

#### 1 1 欠格事由等

申請日以前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者でないこと。

#### 1 2 申請及び処分の時期等

##### (1) 申請の受付

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可申請等の受付期間等の取扱い（平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第57号。以下「受付期間等公示」という。）」で定める時期とする。

##### (2) 法令及び地理の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施する。

##### (3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、(2)の試験に合格した者について必要に応じヒアリングを実施する。

##### (4) 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行う。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、北海道運輸局長が別途公示する期間とする。

##### (5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

## II 許可等に付す期限及び条件（法第86条第1項）

### 1 新規許可等に付す期限

(1) 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可にあっては、当該許可又は認可後3年間とする期限を付す。

(2) 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。）の翌日以降、2（14）の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて、許可期限を譲渡譲受認可申請の認可日までとする。

## 2 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、次の条件を付す。

- (1) 許可等の日から6ヶ月以内に事業を開始すること。
- (2) 引き続き有効な第二種運転免許を有すること。  
なお、当該第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合には許可を取り消す。  
ただし、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、当該申請後やむを得ない事情により第二種運転免許を失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。
- (3) 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
- (4) 患者等の輸送等特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。
- (5) 事業用自動車の両側面等に見やすいように、別に定める「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱い」に基づき表示すること。
- (6) 月に2日以上の上の定期休日を定めること。
- (7) 北海道運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別な事由がない限りこれに応じること。
- (8) 営業中は乗務記録を携行するとともに、これに旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第3項に規定する事項の他、同規則第24条1項第2号に定める酒気帯びの有無について記載し、1年間保存すること。
- (9) タクシー業務適正化特別措置法第46条に規定する「個人タクシー事業者乗務証」を車内に掲示すること。
- (10) 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがある。
- (11) 年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受けること。
- (12) 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項に定めるところにより、保健所又は病院等において健康診断を受診すること。
- (13) 年齢が満75歳に達する日以降の期限を付す更新は行わない。
- (14) 1(2)により許可期限を譲渡譲受認可申請の認可日までとする場合にあっては、従前の許可期限の翌日から当該認可日までの間旅客の運送を行わないものとし、当該条件に違反したときは許可を取り消す。

### Ⅲ 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

Iに定めるところに準じて審査する。

### Ⅳ 譲渡譲受及び相続の認可（法第36条第1項及び第37条第1項）

#### 1 譲渡譲受の認可

##### （1）譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有しているものであること。ただし、年齢が満75歳に達する日以前に、既に譲渡譲受認可申請がなされ、II 1（2）が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

- ① 年齢が65歳以上75歳未満であること。
- ② 年齢が65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由があること。
- ③ 年齢が65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を営んでいる者であること。

##### （2）譲受人の資格要件

Iに定める基準を満たす者であること。

##### （3）申請及び処分の時期等

###### ① 申請の受付

受付期間等公示で定める時期とする。

###### ② 法令及び地理の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施する。

###### ③ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、②の試験に合格した者について必要に応じヒアリングを実施する。

###### ④ 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行う。

#### 2 相続の認可

（1）被相続人の死亡時における年齢が75歳未満であること。

（2）相続人がIに定める基準を満たす者であること。

##### （3）申請及び処分の時期等

###### ① 申請の受付

受付期間等公示で定める時期とする。

- ② 法令及び地理の試験の実施  
随時行う。
- ③ 申請内容の確認  
申請内容の確認のため、②の試験に合格した者について必要に応じヒアリングを実施する。
- ④ 処分の時期  
標準処理期間の範囲内において行う。

## V 運送約款の認可

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること。

## VI 運賃及び料金の認可

別に定めるところにより行う。

## VII 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

## 附 則

- 1 タクシー業務適正化特別措置法の違反による処分等には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法の違反による処分等を含むものとする。
- 2 事案の処理に際しては、本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可及び認可申請の審査基準の細部取扱い（平成14年1月22日付け北自旅二第488号）」によるものとする。
- 3 IV譲渡譲受及び相続の認可1(1)①に規定する資格要件については、既存事業者に限り改正法施行後1年間「65歳以上75歳以下」とする経過措置を設ける。
- 4 別表「個人タクシーの申請に係る運転経歴要件」に規定する申請時の年齢が35歳以上65歳未満の2については、改正法施行後2年間は「自動車の運転を職業とした期間が10年以上で、申請する営業区域における期間が5年以上、かつ、申請日を含み申請日前3年以内に2年以上あること。」とする経過措置を設ける。
- 5 この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。



附 則（平成16年8月16日付け北海道運輸局公示第27号）

1 この公示は、平成16年9月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

2 事案の処理に際しては、本審査基準によるほか、別途公示する細部取扱いによるものとする。

附 則（平成16年12月1日付け北海道運輸局公示第55号）

この公示は、平成16年12月1日から適用するものとする。

附 則（平成17年4月28日付け北海道運輸局公示第14号）

この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成17年9月15日付け北海道運輸局公示第40号）

この公示は、平成17年10月1日から適用するものとする。

附 則（平成17年10月3日付け北海道運輸局公示第44号）

この公示は、平成17年10月11日から適用するものとする。

附 則（平成18年1月16日付け北海道運輸局公示第66号）

この公示は、平成18年2月1日から適用するものとする。

附 則（平成18年2月2日付け北海道運輸局公示第70号）

この公示は、公示の日から適用する。

附 則（平成18年3月2日付け北海道運輸局公示第84号）

この公示は、平成18年3月5日から適用するものとする。

附 則（平成20年9月25日付け北海道運輸局公示第62号）

この公示は、公示の日から適用する。

附 則（平成21年3月2日付け北海道運輸局公示第103号）

この公示は、平成21年4月1日から適用するものとする。

附 則（平成23年12月28日付け北海道運輸局公示第39号）

この公示は、平成24年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成26年1月27日付け北海道運輸局公示第86号）

この公示は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（平成27年1月29日付け北海道運輸局公示第51号）

この公示は、平成27年4月1日以降に処分するものから適用するものとする。

附 則（平成28年12月20日付け北海道運輸局公示第65号）

この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則（令和2年1月27日付け北海道運輸局公示第84号）

- 1 この公示は、令和2年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 この公示の施行前に個人タクシーの許可等を受けている者は、上記Ⅳ1に定める譲渡譲受認可申請と同時又はその申請後に、許可等に付された条件を上記Ⅱに変更することができるものとする。

附 則（令和3年3月19日付け北海道運輸局公示第71号）

この公示は、令和3年3月19日以降に処分するものから適用する。

## 個人タクシーの申請に係る運転経歴要件

申請時の年齢	運転経歴要件
35歳未満	1 申請する営業区域内において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者において運転者として選任されているものであること。 2 申請日以前継続して10年以上無事故無違反の優良運転者であること。
35歳以上65歳未満	1 申請日以前25年間のうち、自動車（※適用1）の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として選任されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が10年以上であること。 この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50％に換算する。 2 申請する営業区域内において、申請日を含み申請日前3年以内に2年以上タクシー・ハイヤーの運転者として選任されていた者であること

## (適用)

- 1 自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（患者等の輸送等特殊なサービスの用に供する自動車に限る。）で四輪以上の自動車とする。
- 2 「35歳以上65歳未満」の2に規定する「タクシー・ハイヤーの運転を職業」については、申請日を含み申請日前3年以内に、当初タクシー・ハイヤー運転者として選任され、引き続き運行管理者又は整備管理者に選任された者を含む。